



2023年7月28日

各 位

会 社 名 ロングライフホールディング株式会社
代表者名 代表取締役社長 小嶋 ひろみ
(スタンダード・コード: 4355)
問合せ先 常務取締役 大麻 良太
(TEL. 06-6373-9191)

NPMI-LLH株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果 並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ

NPMI-LLH株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2023年6月15日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2023年7月27日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2023年8月3日（本公開買付けの決済の開始日）付で下記のとおり当社の親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「ロングライフホールディング株式会社株式（証券コード: 4355）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

なお、本公開買付けに応募された当社株式の数の合計が買付予定数の下限（4,716,300株）以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. 親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動について

(1) 異動予定年月日

2023年8月3日（本公開買付けの決済の開始日）

(2) 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株式6,081,269株の応募があり、買付予定数の下限以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2023年8月3日（本公開買付

けの決済の開始日)付で、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が50%超となるため、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。これに伴い、公開買付者の親会社である地域医療活性化ヘルスケアファンド投資事業有限責任組合も、公開買付者を通じて、当社株式を間接的に所有することとなるため、当社の親会社に該当することとなります。

また、ロングライフ総研株式会社（以下「ロングライフ総研」といいます。）は、遠藤教子氏、河原田美香氏、遠藤拓馬氏、遠藤良太氏及び遠藤歩氏（以下、遠藤教子氏、河原田美香氏、遠藤拓馬氏、遠藤良太氏、及び遠藤歩氏を総称して、「本譲渡株主」といいます。）から、本公開買付けの成立を条件として、2023年8月3日（本公開買付けの決済の開始日）付で、本譲渡株主がその所有する当社株式（但し、本譲渡株主のうち、当社株式を当社の役員持株会を通じた持分として間接的に所有する者における当該持分に係る当社株式を除きます。）の全てを譲り受けるため、新たに当社の主要株主に該当することとなります。

さらに、当社の主要株主である筆頭株主であった遠藤正一氏は、その所有する当社株式の一部を本公開買付けに応募し、当該株式を公開買付者が取得することとなったため、本公開買付けの決済が行われた場合には、2023年8月3日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。

(3) 異動する株主の概要

① 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	NPMI-LLH 株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区元赤坂一丁目7番18号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 濱田 仁
(4) 事 業 内 容	当社の株券等を取得及び保有すること
(5) 資 本 金	48,000 円
(6) 設 立 年 月 日	2022年5月11日
(7) 大株主及び持株比率	地域医療活性化ヘルスケアファンド投資事業有限責任組合 100.00%
(8) 当社と公開買付者の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	公開買付者の代表取締役である濱田仁氏は当社の社外取締役を兼務しております。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

② 新たに親会社に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	地域医療活性化ヘルスケアファンド投資事業有限責任組合
(2) 所 在 地	東京都港区元赤坂一丁目7番18号

(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律
(4) 業務執行組合員の概要	
名 称	日本 PMI パートナーズ株式会社
所 在 地	東京都港区元赤坂一丁目7番18号
代表者の役職・氏名	代表取締役 瀧田 仁
事 業 内 容	各種事業への投資並びに株式その他有価証券の保有、 売買及び運用
資 本 金	480 万円
(5) 当社と当該者の関係	
当社と当該者の間の出 資 の 状 況	該当事項はありません。
当社と業務執行組合員 の 関 係	該当事項はありません。

③ 新たに主要株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	ロングライフ総研株式会社
(2) 所 在 地	大阪府堺市西区浜寺諏訪森町西2丁目150番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 遠藤 良太
(4) 事 業 内 容	有価証券の保有並びに運用
(5) 資 本 金	10 百万円
(6) 設 立 年 月 日	2003 年 6 月 18 日
(7) 大株主及び持株比率	遠藤 良太 60.00% 遠藤 拓馬 40.00%
(8) 当社と当該者の関係	
資 本 関 係	本日現在、当社株式 835,600 株（所有割合（注1）： 8.09%）を所有しております。
人 的 関 係	ロングライフ総研の取締役である遠藤拓馬氏が当社 の代表取締役専務を兼務しております。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	ロングライフ総研は、当社の代表取締役専務である 遠藤拓馬氏はその議決権の40%を直接所有しており、 当社の関連当事者に該当します。

(注1) 「所有割合」とは、当社が2023年6月14日に公表した「2023年10月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社四半期決算短信」といいます。）に記載された2023年4月30日現在の当社の発行済株式総数（11,190,400株）から、当社四半期決算短信に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数（859,105株）を控除した株式数（10,331,295株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。

④ 主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

(1) 名 称	遠藤 正一
(2) 所 在 地	大阪府堺市

(4) 異動前後における異動する株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

① NPMI-LLH株式会社（公開買付者）

	属性	議決権の数（議決権所有割合（注2））			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	-	-	-	-	-
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	60,812 個 (58.86%)	-	60,812 個 (58.86%)	第1位

(注2) 「議決権所有割合」は、当社四半期決算短信に記載された2023年4月30日現在の当社の発行済株式総数（11,190,400株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（859,105株）を控除した株式数（10,331,295株）に係る議決権の数（103,312個）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです。

② 地域医療活性化ヘルスケアファンド投資事業有限責任組合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	-	-	-	-	-
異動後	親会社（当社株式の間接保有）	-	60,812 個 (58.86%)	60,812 個 (58.86%)	-

③ ロングライフ総研

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	-	8,356 個 (8.09%)	-	8,356 個 (8.09%)	第3位
異動後	主要株主	11,504 個 (11.14%)	-	11,504 個 (11.14%)	第2位

④ 遠藤 正一

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主である筆頭株主	13,633 個 (13.20%)	-	13,633 個 (13.20%)	第1位
異動後	-	10,208 個 (9.88%)	-	10,208 個 (9.88%)	第3位

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本公開買付けの結果、公開買付者及び地域医療活性化ヘルスケアファンド投資事業有限責任組合は、当社の非上場の親会社等となりますが、当社株式を直接有するこ

とにより影響力を行使しうる立場にあり、意思決定及び事業活動に与える影響が最も大きいと考えられる公開買付者が、当社の非上場の親会社等として開示対象となる予定です。

(6) 今後の見通し

上記のとおり、本公開買付けにおいて当社株式6,081,269株の応募があったものの、公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式並びにロングライフ総研、遠藤正一氏及び本譲渡株主が所有する当社株式のうち、本公開買付けに応募しないことを合意した当社株式を除きます。）を取得できなかったことから、当社が2023年6月14日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続に従って、当社の株主を公開買付者、ロングライフ総研及び遠藤正一氏のみとすることを予定しているとのことです。

その結果、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできません。

今後の具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

以 上

(参考) 2023年7月28日付「ロングライフホールディング株式会社株式(証券コード:4355)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」(別添)

2023年7月28日

各 位

会 社 名 NPMI-LLH 株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 濱 田 仁

ロングライフホールディング株式会社株式（証券コード：4355）に対する公開買付け
の結果に関するお知らせ

NPMI-LLH 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2023年6月14日、ロングライフホールディング株式会社（証券コード：4355、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2023年6月15日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2023年7月27日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

NPMI-LLH 株式会社
東京都港区元赤坂一丁目7番18号

(2) 対象者の名称

ロングライフホールディング株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	8,160,095 株	4,716,300 株	— 株
合計	8,160,095 株	4,716,300 株	— 株

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（4,716,300 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（4,716,300 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数に上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である8,160,095 株を記載しております。これは、対象者が2023年6月14日に公表した「2023年10月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者四半期決算短信」といいます。）に記載された2023年4月30日現在の発行済株式総数（11,190,400 株）から、対象者四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（859,105 株）、並びにロングライフ総研、遠藤正一氏、遠藤教子氏、河原田美香氏、遠藤拓馬氏、遠藤良太氏、及び遠藤歩氏が所有する対象者株式のうち、本公開買付けに応募しないことを合意した対象者株式の数（2,171,200 株、以下「不応募対象株式」といいます。）を控除した株式数（8,160,095 株）です。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2023年6月15日(木曜日)から2023年7月27日(木曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金186円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(4,716,300株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計(6,081,269株)が買付予定数の下限(4,716,300株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、2023年7月28日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	6,081,269株	6,081,269株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株
株券等預託証券 ()	—株	—株
合計	6,081,269株	6,081,269株
(潜在株券等の数の合計)	—	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	—	(買付け等前における株券等所有割合0.00%)
------------------------------	---	-------------------------

買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	22,614 個	(買付け等前における株券等所有割合 21.89%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	60,812 個	(買付け等後における株券等所有割合 58.86%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	18,564 個	(買付け等後における株券等所有割合 17.97%)
対象者の総株主等の議決権の数	103,264 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2023年6月14日に提出した第38期第2四半期報告書(以下「対象者第2四半期報告書」といいます。)に記載された2023年4月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの。)です。ただし、単元未満株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者四半期決算短信に記載された2023年4月30日現在の発行済株式総数(11,190,400株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(859,105株)を控除した株式数(10,331,295株)に係る議決権の数(103,312個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
アイザワ証券株式会社
東京都港区東新橋一丁目9番1号

② 決済の開始日
2023年8月3日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しについては、本公開買付けに係る公開買付届出書に記載した内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式及び不応募対象株式を除きます。)を取得することを目的とした手続を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されていますが、当該手続が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、

所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。今後の手続につきましては、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

NPMI-LLH 株式会社

(東京都港区元赤坂一丁目 7 番 18 号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

以 上